

三条市例規データベースシステム運用等業務に係るプロポーザルに関する質問回答書

令和4年5月20日

| No. | 質問項目                       | 関連資料                          | 質問内容                                                                                                                                                                   | 回答                                                                                                                                           |
|-----|----------------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 機能要件を満たせない場合の企画提案書への記載について | 【別添】企画提案依頼事項                  | 「3 システム要件 (1)機能要件について」<br>提示された機能要件を現段階で満たせない場合には、企画提案書のこの部分に代替手段、対応方法、対応時期等を記載するという事でよろしいでしょうか。                                                                       | 機能要件の実現方法については、【様式5】機能実現方法証明書に記載してください。<br>企画提案依頼事項「3 システム要件 (1)機能要件について」には、上記に関する必要な補足のほか、提案するシステムの機能がどのように機能要件を満たすかなどの補足事項を必要に応じて記載してください。 |
| 2   | サーバ等の機器構成の企画提案書への記載について    | 【別添】企画提案依頼事項                  | 「4 非機能要件 (1)可用性について」<br>サーバ等の機器構成について、厳格なるIDC運用のため、サーバの型番等を記載することができないのですが、記載できる範囲でのご提示ということでしょうか。                                                                     | サーバ型番等の記載は不要です。<br>内部用環境と外部公開用環境との連携イメージ等が分かる内容の提示をお願いします。                                                                                   |
| 3   | 要求機能が実現できない場合の措置について       | プロポーザル実施要領、<br>【別添5】機能実現方法証明書 | 「プロポーザル実施要領 12【様式5】機能実現方法証明書の作成方法及び留意事項 (2)」<br>「【別添5】機能実現方法証明書」<br>今回の回答で「○」又は「△」とした場合に、令和5年4月1日までに機能の実現及び代替ができないと確認された場合は、「プロポーザル実施要領 17 契約」にあるとおりの措置を講じるということでしょうか。 | 「提案内容が契約に反映されない場合」に該当すると当市が判断した場合には、プロポーザル実施要領に基づき次点の参加者との協議を開始します。                                                                          |
| 4   | 導入時の移行対象データ等（現行例規）         | 仕様書4 (1)<br>エ・オ               | 令和3年12月31日現在の現行例規という指定、現行例規は市のHP等からの入手との記載があります。<br>セットアップに当たりましては、令和4年9月現在の例規データでの実施がスムーズかと考えますが、この時点のデータのご提供の可否、ご提供時期をご教示いただきますようお願いいたします。                           | 市が保有するHTML形式等のデータであれば提供可能です。<br>令和4年9月現在の例規データは令和4年12月頃に提供可能となる予定です。                                                                         |
| 5   | 導入時の移行対象データ等（過去例規）         | 仕様書4 (1)<br>エ・オ               | 過去例規につきましては、改正時点ごとの例規データ（公開用の例規データ）をご提供いただき、当該データを登載したく考えておりますが、よろしいでしょうか。                                                                                             | 改正時点ごとの公開用の例規データは保有しておりますが、おおむね年4回の更新の際の公開用の例規データであればHTML形式等で提供することは可能です。<br>仕様書に記載のとおり例規データベースシステムに登載する過去例規データは、改正時点ごとのものがが必要です。            |